

加美町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得

(趣旨)

第1条 加美町が発注する建設工事の契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加する者は、加美町財務規則（平成15年加美町規則第28号）及び加美町建設工事執行規則（平成15年加美町規則第112号）その他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格者)

第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、入札に参加することができない。

- (1) 宮城県又は加美町の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 加美町暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置場要件のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 委任状を持参しない代理人。
- (5) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなした者又はなすおそれがあるもの。

(入札保証金)

第3条 入札参加者又はその代理人は、入札の前に、入札者が見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金の全部又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に返還する。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は町に帰属する。

(入札方法等)

第4条 入札参加者は、この心得、仕様書、図面、添付書類等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札に参加しなければならない。また、仕様書等について疑義があるときは、質問書（様式第1号）に記入の上、入札公告又は仕様書等に定める方法により質問をすることができる。

- 2 仕様書等は指定された場所で複写することができる。
- 3 代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状（様式第2号）を持参の上、入札の前に提出しなければならない。
- 4 入札書は、様式第3号により作成し、封かんの上、入札者の氏名及び工事名を記入し、入札公告若しくは指名通知書に示した時刻又は入札執行者が指示する時刻までに入札箱に投入しなければならない。

- 5 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札参加者は、第 2 条各号に掲げる者を入札代理人とはできない。
- 7 入札参加者は、入札に際し、入札に使用する印鑑を持参しなければならない。

(入札の辞退)

- 第5条 入札参加者は、入札執行が完了するまでは、次に掲げる方法により入札を辞退することができる。
- (1) 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届（様式第 4 号）を入札執行者に直接提出し、又は郵送（入札日の前日までに到達する者に限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に対し提出又は口頭による辞退の申出をすることにより、辞退することができる。
- 2 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思などについていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期等)

- 第7条 入札執行者は、入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめことがある。
- 2 入札執行者は、入札参加者が不穏の行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

- 第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いの下に行うものとする。
- 2 入札者がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない町職員の立会いに下に行うものとする。

(失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けている入札において最低制限価格未満の価格で入札をした者
- (2) 前号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不適当と認められる者
- (3) 正当な理由なく所定の時刻までに入札を行わない者

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札。ただし、入札保証金の全部を免除された場合を除く。
- (4) 記名押印及び訂正印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不鮮明である入札
- (7) 同一件名の入札において、一人の入札者又はその代理人が二以上の入札をした時の入札
- (8) 再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札
- (9) 委任者名を併記しない代理人のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第11条 初度の入札において、予定価格の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札は、初度の入札を行い、かつ開札時から立会いを行った者のみで実施するものとし、立会いのない入札者は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 3 再度入札の方法は、入札執行者が初度の入札の最低入札価格を公表した上で、入札者が再度の入札書を提出する方法で実施するものとする。
- 4 再度入札は、1回のみ実施するものとする。
- 5 前項に規定する入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約の折衝を行うことがある。
- 6 前項の規定により随意契約の折衝を行う場合は、再度入札参加者のうち最低価格入札者から見積書を徴する。
- 7 見積書の徴収は、1回のみ実施するものとする。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不

適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた工事にあっては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない町職員がくじを引くものとする。
- 5 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(契約保証金等)

第14条 落札者は契約書の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は加美町建設工事執行規則第22条第2項に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部が免除された場合は、この限りでない。

(入札保証金の振替)

第15条 工事執行者において必要があると認める場合には、落札者に返還すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に入札執行者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、当該契約を締結する権利を放棄したものとみなす。

(技術者の配置)

第17条 入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合において、落札者は、当該条件に適合する配置技術者の氏名及び所持する資格等を所定の様式により契約締結前まで入札執行者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に届出書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところにより、適正に技術者を配置しなければならない。

(仮契約)

第18条 請負契約予定金額が5,000万円以上の場合は、加美町議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年条例第47号）の規定により、町議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

（異議の申立て）

第19条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

様式第1号（第4条関係）

設計図書等に関する質問・回答書

年　月　日

所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

(印)

工事番号

工事名

番号

質問事項

回答事項

年　月　日

回答者

課長

(公印省略)

※回答事項を閲覧に供するときは、質問者名を公表しないこと。

委任状

私は、(使用印鑑)) を代理人と定め、下記工事に関し入札及び見積を行う一切の権限を委任します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

印

加美町長　あて

様式第3号（第4条関係）

入札書

年　月　日

加美町長　　あて

所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

(代理人氏名)

印

加美町財務規則及び加美町建設工事執行規則を守り、下記金額をもって請け負いたいの
で入札いたします。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壱

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

円也

5 入札保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	壱

円也

見 積 書

年 月 日

加美町長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

(代理人氏名)

印

加美町財務規則及び加美町建設工事執行規則を守り、下記金額をもって請け負いたいので見積もりいたします。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 見積金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壱

円也

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

様式第4号（第5条関係）

入札辞退届

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

入札参加資格の確認

上記の件について 指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

辞退理由

年　　月　　日

所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

加美町長 あて